

オートローンご利用のお客さまへ クレジット契約の内容について(ご注意)

※本書面とお客さま控は必ずお客さまへお渡しください。

AH04

～クレジット契約のお申し込みについて～

クレジット契約のお申し込みの際には、ご自身の収支とクレジット契約の内容をご確認のうえ、十分にご検討ください。特に20歳未満の方は、若年者を狙う悪質な取引にご注意ください。安易な契約はせず、慎重な契約を心がけましょう。

＜訪問販売でお申し込みされた方へ＞ 勧誘方法等確認のお願い

クレジットのお申し込みにあたって、お客さまが不利益を被らないために、売買契約にかかる以下の内容についてお客さま自らご確認をお願いします。また、本内容につきましては、割賦販売法にもとづきオリエントコーポレーションから確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、オリエントコーポレーションからの確認時には申込書をお手元にご用意願います。

- お申し込みいただく際には、以下の事項をご確認ください。
 - お申し込みいただく商品等は申込書にすべて記載されていますか。また、申込書に記載されていない付帯サービスや約束事項はありませんか。
 - お客さまが購入される商品の必要とする数量は、ご自身で決められたものですか。
 - 商品等の内容それらの性能・品質、効果・効能について、カタログ、チラシ、パンフレット等に記載されていた内容どおりの説明でしたか。また、実現が不確実であるのにあたかも確実であるような説明を受けていませんか。
- 販売店による以下の行為は、法律で禁止されておりますのでご確認をお願いします。
 - 勧誘時に嘘をつくこと(不実告知)。
 - 消費者にとって不利な事実があっても、わざと知らないこと(事実不告知)。
 - 脅迫まがいに契約を迫ること(威迫・困惑)。
 - 契約をするまで長時間居座ること、または「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約するまで帰さないこと(不退去・退去妨害)。
 - 虚偽・誇大説明をすること。

《クーリングオフができない旨のお知らせ》

自動車または運搬車の購入申し込みの場合、訪問販売でお申し込みされたときでも、クーリングオフ(無条件での売買契約およびクレジット契約の申し込みの撤回または契約の解除)はできません。

I. 本書面と申込書はよく読みましょう

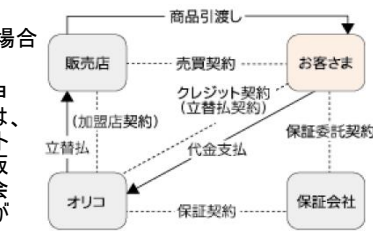
- クレジット契約の内容を明らかにした書面(本書面と「お申し込みの内容」を含め、以下「申込書」といいます)をよくお読みください。
- 「申込書」には、クレジット契約についての重要な事項が記載されています。ご不明な点についてはオリエントコーポレーションへ直接おたずねください。なお、売買契約(自動車に関する事)については、販売店にお問い合わせください。
- 「申込書」は大切に保管しておいてください。

II. クレジットの仕組み

■この仕組みは、お客さまと販売店の間の売買契約の代金等の決済手段として、現金支払いに代わってクレジット制度を利用する場合のものです。A方式またはB方式のいずれかの方式となります。

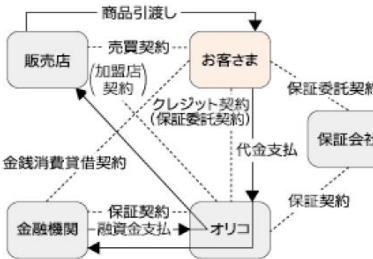
A. オリエントコーポレーションの立替払いの場合 ＜立替払方式＞

オリエントコーポレーションがお客さまのお申し込みを受けてこれを審査し承諾したときは、お客さまのお買い上げの代金は、オリエントコーポレーションがお客さまの委託により販売店に立替払いいたします。また、保証会社による保証が必要な場合、保証会社がお客さまの債務につき連帯保証します。



B. 金融機関から借り入れる場合 ＜提携ローン方式＞

オリエントコーポレーションがお客さまのお申し込みを受けてこれを審査し承諾したときは、お客さまのお買い上げの代金(融資金)は、オリエントコーポレーションが連帯保証することを条件に、金融機関からオリエントコーポレーションが代理受領し販売店に支払われます。また、保証会社による保証が必要な場合、保証会社がお客さまの債務につき連帯保証します。



- お申し込みの際は、「勧誘方法等確認のお願い」や本書面に記載されている内容をよくお読みになり、十分納得したうえでお客さまが自署してください。
- お支払先は、オリエントコーポレーションです。オリエントコーポレーションがお客さまへのクレジット代金の集金を販売店に依頼することはありません。お客さまが販売店にクレジット代金をお支払いされても、オリエントコーポレーションにお支払いしたことにはなりません。
- どんなに親しい人であっても、他人のために名義を貸すのは絶対にやめてください。名義を貸した場合でも支払責任を負うのはお客さまです。
- お客さまが営業のためにまたは営業として自動車を購入する場合は、原則として割賦販売法の消費者保護規定の適用はありませんのでご注意ください。
- 購入した自動車を返却する場合や売買契約を解除したり、取り消すときは、オリエントコーポレーションにもご連絡ください。
- お客さまが故意または不注意によって虚偽や不実の契約(記載)をされた場合には、支払停止の抗弁が認められないことがありますのでご注意ください。
- ご住所や電話番号を変更される場合は、事前にオリエントコーポレーションへご連絡ください。
- 審査のため、オリエントコーポレーションからお客さまの資産状況や販売店の販売方法など割賦販売法で定める事項について別途確認させていただく場合があります。ご協力をお願いします。
- クレジット契約書等のご提出時期や振替口座の登録時期等による事務処理上の都合により、クレジット契約書に記載のお支払開始月がその翌月以降に変更になる場合があります。お支払期間の詳細は、後日お送りするお支払計算書にてご確認ください。

ご注意

《自動車登録情報の電子的取得について》

オリエントコーポレーションのオートローンにかかる自動車について、一般財団法人自動車検査登録情報協会および一般社団法人全国軽自動車協会連合会が提供する自動車検査情報サービスを利用して、オリエントコーポレーションが自動車登録情報入手する場合があります。なお、自動車登録情報の取得に際し個人情報が含まれる場合は、オリエントコーポレーションの「個人情報保護方針」にもとづき適正に管理します。

III. 購入した自動車等に問題があるときは

- 次のような場合は、まず販売店(申込書に記載されています)へご連絡のうえ交渉してください。
 - 自動車の引き渡しをしてくれない。
 - 自動車に欠陥(種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合)がある。
 - 見本・カタログ等と現物・役務内容が違う。
 - 自動車の販売条件となっている役務を提供してくれない。
 - その他契約内容等に問題がある。

IV. 販売店との間で問題が解決しないときは

- 販売店に連絡がとれなかったり、連絡がとれてもⅢの問題が解決しなかったとき、売買契約の取り消しの申し出に応じてくれなかったときは、オリエントコーポレーションにご連絡ください。
- お客さまは、販売店との間で問題が解決するまでは、オリエントコーポレーションからの代金請求に対し、その支払いを停止することができますので、その旨をオリエントコーポレーションにお申し出ください。(問題の内容によっては、停止できない場合があります。)なお、詳しくは別紙「お申し込みの内容について」の条項(支払停止の抗弁)をお読みください。
- 上記支払停止の抗弁、「V. その他の消費者保護規定」に関するお申し出の際には、「抗弁等申出書面」にお申し出の内容等をご記入のうえ、オリエントコーポレーション宛に提出いただくようお願いします。
- 同書面の用紙は、オリエントコーポレーションにご連絡いただければご送付いたします。

V. その他の消費者保護規定について

■販売店の店舗以外の場所で売買契約のお申し込みまたは売買契約の締結をした場合、販売店がクレジット契約の勧誘に際し、割賦販売法第35条の3の1第1項各号に掲げる事項について、不実のことを告げたことにより誤認し、または同項第1号から第5号までに掲げる事項について、故意に事実を告げなかったことにより当該事実が存在しないと誤認してクレジット契約の申し込みまたは承諾の意思表示をしたときは、当該意思表示を取り消すことができます。ただし、次の場合には、クレジット契約の取り消しはできませんのでご注意ください。

- お客さまの方から住居や職場を訪問するよう依頼した場合。
 - 営業のためまたは営業としてお申し込みされた場合。
 - 販売店がその従業員に対して行う取引の場合。
 - 道路運送車両法など特定商取引法以外の他の法律によって消費者保護が図られている商品の場合。
 - 翌月1回払いの場合。
 - その他割賦販売法および特定商取引法の適用を受けない場合。
 - 追認できる時から1年間取り消しを行わない場合またはクレジット契約を締結した時から5年を経過した場合。
- 見本、カタログ等によりお申し込みをした場合で、受領した商品等が見本、カタログ等と相違している場合は、売買契約を解除することができます。

申込者および連帯保証人予定者は、各々別紙記載の「お申し込みの内容」を承認し、別紙の「個人情報の取扱いに関する条項」に同意のうえ、本契約を申し込みます。

- お申込年月日は、売買契約とクレジット契約のお申込年月日となります。
- クレジット契約の契約締結年月日は、後日あらためて書面でお知らせいたします。

お客さまの契約は、立替払方式または提携ローン方式のいずれかの方式となります。提携ローン方式となった場合は、下記融資金融機関のいずれかをご利用いただくことになります。提携ローン方式ご利用の場合における融資金融機関名については、お客さまに送付される請求書(第1回お支払月の22日頃までに送付)にてお知らせいたします。

【融資金融機関名】		(2021年4月現在)	
株式会社みずほ銀行	みずほ信託銀行株式会社	株式会社大垣共立銀行	株式会社トマト銀行
株式会社広島銀行	株式会社西日本シティ銀行	日本生命保険相互会社	富国生命保険相互会社
大樹生命保険株式会社	太陽生命保険株式会社	損害保険ジャパン株式会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(上記の他、融資金融機関が追加されることがあります。)

株式会社オリエントコーポレーション

相談窓口 お客様相談室
〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1
☎ 03-5275-0211

(当社は電話リレーサービスに対応しています。)

お申し込みの内容

申込者(契約成立後は「契約者」となります)は、以下の条項を承認の上、申込者が別紙記載の販売店(以下「販売店」という)との売買契約(以下「売買契約」という)に基づき購入する別紙記載の車両、付属品等(以下「車両等」という)の現金価格合計から頭金(下取車充当額を含む)を除いた額(以下「残金」という)について、立替払方式又は提携ローン方式の何れか株式会社(「エントコーポレーション(以下「会社」という)が指定する方式により、販売店に支払うことを委任します。尚、立替払方式は、下記立替払契約条項及び共通条項の、提携ローン方式は、下記借入委任契約条項、金銭消費貸借契約条項、保証委託契約条項及び共通条項の適用を受けるものとします。

【立替払契約条項】

第1条(立替払委託) 申込者は、会社に対し、残金を会社が申込者に代わって販売店に立替払することを委託します。

第2条(支払方法) 申込者は、残金に別紙記載の分割払手数料を加算した額を別紙記載の支払方法により会社に支払います。

第3条(所有権留保) (1)申込者は、本契約に基づく会社の債権及び権利、所有権留保の内容等が次の各号のとおりとなることに同意するものとします。①申込者、会社及び販売店は、車両等の所有権が、申込者が販売店に対して負担する売買契約に基づく債務を担保するため販売店に留保されること並びに車両等の登録上の所有者名義(以下「所有者名義」という)が販売店となることを承諾します。②申込者、会社及び販売店は、会社が販売店に対して立替払を行った場合、民法の規定に基づき会社が当然に販売店に代位し、販売店の申込者に対する売買契約に基づく債権の効力及び車両等の留保所有権など販売店が有していた一切の権利を、会社が行使することができることを確認します。(2)会社は、(1)①について、特段の必要がないときは、車両等の所有権を販売店に留保されたまま、所有者名義を申込者とすることができるものとします。但し、会社が所有者名義について、会社の名義にする必要があると認めるときは、申込者は所有者名義を会社が保持することを承諾します。

第4条(債権譲渡) 申込者及び連帯保証人予定者(契約成立後は「連帯保証人」となります)は、会社が本契約に基づく債権及び権利を会社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関(その関連会社を含む)、特定の会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)又は債権回収会社(以下「金融機関等」という)。「会社ホームページ(https://www.orico.co.jp)」に掲載)に譲渡もしくは担保提供(質権及び譲渡担保の設定を含む)その他の処分をすること、会社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びに会社が金融機関等との間で本契約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

【借入委任契約条項】

第1条(借入委任) 申込者は、金銭消費貸借契約条項第1条の定めにより、借入先の決定、借入契約の締結並びに借入金の受領及び販売店に対する支払いに関する一切の権限を会社に委任します。

【金銭消費貸借契約条項】

第1条(借入要領) (1)申込者は、融資金融機関より残金に保証委託手数料を加えた金額(以下「借入金」という)を借受けるものとします。(2)申込者は、利息が借入金に対しアドオン方式で算出され、借入日から第1回約定返済日までの期間は、その日数にかかわらず1ヵ月とみなすことに異議ありません。(3)申込者は、借入金と利息の合計額が別紙記載の分割支払金合計額であることを確認し、別紙記載の支払回数、支払方法により支払うものとします。

第2条(返済要領) 申込者は、融資金融機関が返済金の請求及び受領に関する一切の権限を会社に委任したことを認め、分割支払金を別紙記載の支払方法により支払います。

【保証委託契約条項】

第1条(保証委託) 申込者は、融資金融機関から借入金を借入れるにあたり、金銭消費貸借契約に基づき融資金融機関に対して負担する債務(金銭消費貸借契約が解除されたことにより融資金融機関に対して負担する支払債務を含む)の連帯保証を会社に委託します。

第2条(保証委託手数料) 申込者は、会社に対し、会社が融資金融機関より代理受領する借入金から控除する方法にて、保証委託手数料を前払します。

第3条(保証債務の履行) 会社は、申込者が金銭消費貸借契約に基づく債務の期限の利益を喪失する前であっても、融資金融機関から保証債務の全部又は一部の履行を請求されたときその他相当の事由が生じたときは、申込者に通知、催告することなく、いつでも融資金融機関に対し保証債務の全部又は一部を履行することができるものとします。この場合、申込者は、共通条項第5条(1)(2)に定める事由に該当しない限り、期限の利益を有するものとし、別紙記載の分割支払金合計から申込者の出捐額(遅延損害金及び費用充当分を除く)を控除した額を別紙記載の通り会社に支払うものとします。

第4条(事前求償権) 会社は、申込者が共通条項第5条(1)(2)に定める事由に該当したときは、申込者に対し、保証債務全額について事前求償権を行使することができます。

第5条(求償権) 会社が、保証債務を履行したときは、申込者に対して求償権を行使することができます。

第6条(所有権留保) (1)申込者は、車両等の所有権が、申込者が会社に対して負担する本契約に基づく債務を担保するため販売店から会社に移転し、当該債務が完済されるまで会社に留保されることを承諾します。(2)会社は、特段の必要がないときは、車両等の所有権を会社に留保したまま、所有者名義を申込者として保持することを承諾します。但し、会社が必要と認めるときは、申込者は登録上の所有者名義を会社又は販売店に保持されることを承諾します。

【共通条項】

第1条(契約成立時点) (1)借入委任契約、保証委託契約及び立替払契約は、会社が所定の手続きをもって承諾し、販売店に通知した時に成立するものとし、金銭消費貸借契約は、会社が融資金融機関から借入金を受領した時に成立するものとします。(2)申込者と販売店との売買契約は、その申込みをし、販売店がこれを承諾した時に成立するものとし、申込者の効力は本契約が成立した時から発生します。(3)本契約が不成立となった場合には、売買契約も本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。

第2条(車両等の引渡し) 車両等は、別紙記載の引渡時期に販売店より申込者に引渡されるものとします。

第3条(善管注意義務) 申込者は、善良なる管理者の注意をもって車両等を管理し、譲渡、賃貸、担保提供その他会社の所有権を侵害する行為をしません。

第4条(占有改定) 申込者は、本契約にかかる車両が、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車、二輪の軽自動車又は原動機付自転車など道路運送車両法所定の登録制度の対象とならない場合には、本契約に基づく債務の担保のため当該軽自動車等を占有改定の方法により会社に引渡すものとします。

第5条(期限の利益喪失) (1)申込者は、次の何れかの事由に該当したとき、又は連帯保証人予定者が②～⑤もしくは(2)②に該当し会社の要求する担保の提供もしくは連帯保証人の追加に応じないときは、期限の利益を失い、直ちに残債務全額を弁済するものとします。①分割支払金の支払いを遅滞し、会社又は融資金融機関(会社が代行する)の20日以上期間の定めのある書面による催告後も支払わないとき。但し、売買契約が申込者にとって営業のために又は営業としてする期間であるなど割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引(以下「適用除外取引」という)については、分割支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき。③差押、仮差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたとき。④破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立があったとき。⑤債務の整理・調整に関する申立があったとき。⑥車両等の譲渡、賃貸、担保提供等会社の所有権を侵害したとき。(2)申込者は、次の何れかの事由に該当したとき、又は連帯保証人予定者が③に該当したときは、会社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い直ちに残債務全額を弁済するものとします。①本契約上の重大な義務に違反したとき。②本契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失するなど信用状態が著しく悪化したとき。③第7条(1)に規定する暴力団員等もしくは同条(1)各号に該当した場合、もしくは同条(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は同条(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

第6条(住所の変更・調査等) (1)申込者及び連帯保証人予定者は、会社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先、指定預貯金口座等を変更した場合又は申込者もしくは連帯保証人予定者に係る後見人等が選任された場合は、登記事項証明書等を添付の上、遅滞なく書面をもって会社に通知します。(2)申込者及び連帯保証人予定者は、(1)の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。

第7条(反社会的勢力の排除) (1)申込者及び連帯保証人予定者は、申込者(申込者が法人にあつてはその代表者を含む)又は連帯保証人予定者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2)申込者又は連帯保証人予定者は、自ら(申込者が法人にあつてはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて融資金融機関もしくは会社の信用を毀損し、又は融資金融機関もしくは会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3)申込者又は連帯保証人予定者が、暴力団員等もしくは(1)各号に該当した場合、もしくは(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、融資金融機関又は会社は、直ちに金銭消費貸借契約又は立替払契約もしくは保証委託契約を解除することができ、かつ、融資金融機関又は会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者又は連帯保証人予定者は、申込者又は連帯保証人予定者に損害が生じたときでも、融資金融機関又は会社に対し何らの請求をしないものとします。

第8条(収納代行の取扱い) 申込者がコンビニエンスストアの収納代行を利用して分割支払金を支払ったときは、コンビニエンスストアが分割支払金を受領したことにより、会社への支払いがなされたものとします。

第9条(支払債務の充当順位) (1)申込者及び連帯保証人予定者の各回の分割支払金の支払にかかる残金及び分割払手数料等の充当順序・充当割合は、会社任意の方法により行なうものとします。(2)申込者及び連帯保証人予定者の支払った金額が、本契約及びその他の契約に基づき、会社に対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、申込者への通知なくして、会社の適当と認める順序、方法により何れの債務に充当しても異議ないものとします。

保証委託契約の内容

申込者は、以下の条項を承認の上、申込者が株式会社オリエントコーポレーション(以下「会社」という)との間で締結したオートローン契約(以下「原契約」という)に基づき会社に対して負担する債務について連帯保証することを、株式会社CAL信用保証(以下「保証会社」という)に委託し、保証会社は、これを受託するものとします。

第1条(保証委託) (1)申込者は、原契約に基づき会社に対して負担する債務(以下「原債務」という)の連帯保証を会社を通じて保証会社に委託します。但し、会社から保証会社に保証委託の通知がなかったときはこの限りではありません。(2)保証委託契約は、原契約が成立した時に成立するものとします。(3)第1項の保証会社の連帯保証は、会社及び保証会社間で別途締結される保証契約の約定に基づいて行われるものとします。

第2条(担保の提供) 申込者は、その資力又は信用等に著しい変動が生じたときには、遅滞なく保証会社に通知し、保証会社の承認した連帯保証人をたて又は相当の担保を差し入れます。

第3条(保証債務の履行) (1)申込者は、申込者が会社に対する原債務の履行を遅滞したため、又は会社に対する原債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が会社から保証債務の履行を求められたときには、保証会社が申込者に対して何ら通知、催告することなく、会社に対し、保証債務の全部又は一部を履行することに同意します。(2)保証会社が保証債務の履行によって取得した権利の行使に関しては、原契約のほか、本契約の各条項が適用されるものとします。

第4条(求償権の範囲) 保証会社が保証債務を履行したときには、申込者は、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し年14.6%の割合を乗じた額の遅延損害金を支払います。

第5条(求償権の事前行使) (1)申込者について、次の各号の事由が一つでも生じたときには、保証会社は、申込者に対し求償権を事前に行使できるものとします。①原契約に定める期限の利益喪失事由に該当したとき。②本契約に違反したとき。(2)保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、申込者は、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第6条(返済の充当順序) 申込者の保証会社に対する弁済額が本契約に基づき生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときには、申込者は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。申込者について、保証会社に対して本契約以外に複数の債務があるときも同様とします。

第7条(費用の負担) 保証会社が保証履行によって取得した権利の保全もしくは行使又は担保の保全、行使もしくは処分等に要した費用及び本契約から生じた一切の費用は、申込者の負担とし、申込者は、保証会社の請求により直ちに支払うものとします。

第8条(住所の変更等) (1)申込者及び連帯保証人予定者は、保証会社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先、指定預貯金口座等を変更した場合又は申込者もしくは連帯保証人予定者に係る後見人等が選任された場合は、登記事項証明書等を添付の上、遅滞なく書面をもって会社へ通知します。(2)申込者及び連帯保証人予定者は、(1)の通知を怠った場合、保証会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りでないものとします。(3)申込者及び連帯保証人予定者は、その財産、収入、信用等を保証会社又は保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ないものとします。

第9条(連帯保証人予定者) (1)連帯保証人予定者は、本契約から生ずる一切の債務につき、申込者と連帯して履行の責を負い、保証会社の都合によって担保又は他の保証を変更、解除されても異議ありません。(2)連帯保証人予定者は、連帯保証人予定者が保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、申込者の保証会社に対する債務が完済されるまでこれを行使しません。(3)連帯保証人予定者が会社に対して原債務につき保証をし、又は会社に対して担保の提供をしたときは、保証会社と連帯保証人予定者との間の求償及び代位の関係は次の通りとします。①保証会社が保証債務を履行したときは、連帯保証人予定者は、保証会社に対して当該保証債務履行額の全額を支払います。②保証会社が保証債務を履行したときは、連帯保証人予定者が当該債務につき会社に提供した担保の全部について保証会社が会社に代位し、保証会社は会社の有していた一切の権利を行使できるものとします。③連帯保証人予定者が会社に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人予定者は、保証会社に対して何らの求償をしません。

(4)本契約が、申込者の事業のためにする契約である場合、連帯保証人予定者は、本件の連帯保証契約を締結するに当たり、申込者から民法第465条の10第1項各号に定める情報の提供を受けていることを確認するものとします。また、申込者は、保証会社に対して、申込者が連帯保証人予定者に提供したこれらの情報が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。(5)保証会社が連帯保証人予定者の一人に対して行なった履行の請求、申込者に対してもその効力が生じるものとします。

第10条(合意管轄裁判所) 申込者及び連帯保証人予定者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかに拘らず、申込者及び連帯保証人予定者の住所地、購入地及び保証会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

株式会社オリエントコーポレーション

相談窓口 お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1

TEL03-5275-0211 (当社は電話リレーサービスに対応しています。)

株式会社CAL信用保証

〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1

第10条(費用負担) 申込者は、次の費用を負担します。①車両等の取得、使用等その他売買契約の締結及び履行等に係る一切の公租公課。②分割支払金の弁済費用は、実費。③申込者が支払いを遅滞したことにより、会社が振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき330円(税込)。④会社が訪問集金したときは、1回につき1,100円(税込)。⑤会社が申込者又は連帯保証人予定者に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用は、実費。⑥会社が立替払契約条項第3条(2)但書及び保証委託契約条項第6条(2)但書により車両等の登録上の所有者名義を会社又は販売店にしたときは、その登録・解除手続きにかかる別紙記載の登録関係事務手数料。⑦会社から申込者又は連帯保証人予定者へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて550～880円(税込)。

第11条(車両等の引取り及び評価充当) (1)申込者は、分割支払金の支払いを遅滞し、会社より車両等の一時預りを要求されたときは、直ちに車両等を会社に引渡します。(2)会社は、申込者が第5条に該当したときは、車両等を引取り、客観的に相当な価格をもって本契約に基づく債務及び車両等の引取り・保管・査定・換価に要する費用の弁済に充当することができるものとします。この場合、車両等への付加一体物及び車両等の常用に供するための付属品等は、車両等の処分に従うものとし、車両等の評価に含めるものとします。(3)会社は、再資源化預託金等(自動車リサイクル料金)その他車両等の処分に伴い移転又は生じる費用、料金又は消費税等を受領し、申込者が本契約に基づき会社に対して負担する債務に充当することができるものとします。(4)申込者は、会社が公的機関その他の第三者より、車両の引取り要請を受け、これを行ったときは、当該引取り・処分その他の会社が負担した一切の費用を負担します。

第12条(相殺) 申込者は、会社による前条(2)の充当後に余剰金が生じた場合には、申込者が本契約及びその他の契約に基づき会社に負担する一切の債務を、その弁済期限の到来・未到来にかかわらず、会社が当該余剰金と相殺することに異議ないものとします。

第13条(車両等の滅失・毀損の場合の責任) (1)申込者は、車両等が毀損、滅失、盗難等した場合は、遅滞なく会社に通知するとともに、別紙記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。尚、会社から請求があったときは、直ちに会社の承認する担保を差し入れ又は保証人を追加します。(2)申込者は、車両等にかかる損害保険金が支払われるときは、残債務金額を上限に、会社が当該損害保険金を受領の上、債務の全部又は一部の弁済に充当することを予め同意します。

第14条(遅延損害金) (1)申込者は、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済に至るまで次の遅延損害金を支払います。①支払方法が翌月1回払い以外の取引については、当該分割支払金に対し年14.6%の割合を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額の何れか低い額。但し、適用除外取引を除く。②支払方法が翌月1回払いの取引及び適用除外取引については、当該分割支払金に対し年14.6%の割合を乗じた額。(2)申込者は、期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失の日から完済日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し14.6%の年率を乗じた額の遅延損害金を支払います。①(1)①の取引については法定利率。②(1)②の取引については年14.6%。

第15条(支払停止の抗弁) (1)申込者は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する車両等について、会社又は融資金融機関に対する支払いを停止することができるものとします。①車両等の引渡しがなされないうち。②車両等に破損、汚損、故障その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合(中古車の場合は、前使用者の使用態様等により通常生じるものを除く)があるとき。③その他車両等の販売について、販売店に対して生じている事由があるとき。

(2)会社又は融資金融機関は、申込者が(1)の支払いの停止を会社に出したときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。(3)申込者は、(2)の申出をするときは、予め上記の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。

(4)申込者は、(2)の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料が変更の場合は資料添付のこ)を会社又は融資金融機関に提出するよう努めるものとします。(5)(1)の規定にかかわらず、次の何れかに該当するときは、申込者は支払いを停止することはできないものとします。①売買契約が適用除外取引に該当するとき。②別紙記載の支払総額が4万円に満たないとき。③割賦販売法に定める指定権利ではないとき。④支払方法が翌月1回払いのとき。⑤申込者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。⑥(1)①②③の事由が申込者の責に帰すべきとき。

第16条(早期完済の特約) 申込者は、当初の契約の通りに分割支払金の支払いを履行しかつ約定支払期間の途中で残債務全額を一括して支払ったときには、78分法その他会社所定のそれに準ずる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち会社所定の割合による金額の払戻しを会社に請求できるものとします。

第17条(連帯保証人予定者) (1)連帯保証人予定者は、立替払契約又は保証委託契約から生ずる一切の債務につき、申込者と連帯して履行の責を負い、会社の都合によって担保又は他の保証を変更、解除されても異議ありません。

(2)連帯保証人予定者は、連帯保証人予定者が保証債務を履行した場合、代位によって会社から取得した権利は、申込者の会社に対する債務が完済されるまでこれを行使しません。(3)本契約が、申込者の事業のためにする契約である場合、連帯保証人予定者は、本件の連帯保証契約を締結するに当たり、申込者から民法第465条の10第1項各号に定める情報の提供を受けていることを確認するものとします。また、申込者は、会社に対して、申込者が連帯保証人予定者に提供したこれらの情報が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。(4)会社が連帯保証人予定者の一人に対して行なった履行の請求、申込者に対してもその効力が生じるものとします。

第18条(本契約の効力) 本契約に基づく申込者及び連帯保証人予定者の全ての債務の弁済がなされたときに、本契約は終了するものとします。

第19条(合意管轄裁判所) 申込者及び連帯保証人予定者は、本契約について融資金融機関又は会社との間で紛争が生じた場合、訴額のいかににかかわらず、申込者及び連帯保証人予定者の住所地、購入地及び融資金融機関又は会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第20条(クレジットカード入会の申込み) 申込者は、クレジットカード(以下「カード」という)の入会を希望する場合、別紙記載の「クレジットカード会員規約の概要」を承認の上、カードの入会を申込みものとします。会社が入会を承認した場合、カードの交付時期、方法等は会社の任意とします。尚、会社が入会を承認しない場合であっても特に通知は行われなものとします。

個人情報取扱に関する条項

第1条(個人情報の収集・利用・保有) 申込者(契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ)は、株式会社オリエントコーポレーション(以下「当社」とい)及び株式会社CAL信用保証(以下「保証会社」とい)との本契約(本申込みを含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ)を本契約及び本契約以外の当社及び保証会社と締結する契約の与信(保証審査・途上与信を含む。以下同じ)並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社及び保証会社が定める相当な期間保つことに同意します。

①属性情報(本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、メールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等)②契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、利用店名、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等)③取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等(内訳を含む)、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容)④支払能力判断情報(申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等)⑤本人確認情報(申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項)⑥映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁気又は光学的媒体等に記録したもの)⑦公開情報(官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報)

第2条(個人情報の利用) (1)申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(注1)における下記①及び②の目的のために第1条①②③の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③⑥の個人情報を利用することに同意します。①市場調査、商品開発②お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内③契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行(注1)当社の金融サービスの具体的な内容については、当社ホームページ(<https://www.orico.co.jp>)等において公表しております。(2)申込者は、当社が本契約に基づく業務を国内又は外国にある第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条(個人関連情報の取得に関する同意) 申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、当社が以下の情報を第三者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。

①電話番号の現在および過去の有効性に関する情報
②住所及び当該住所に所在する住所の現況(電気・ガス等の公共サービスに設備情報を含む)に関する情報

第4条(個人信用情報機関への登録・利用) (1)申込者は、当社が申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。(2)当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

①名称:株式会社シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住所:〒160-8375東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先:0120-810-414(<https://www.cic.co.jp/>)

②名称:株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住所:〒110-0014東京都台東区北上野1-10-14住友不動産上野ビル5号館

お問合せ先:0570-055-955(<https://www.jicc.co.jp/>)

(3)申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内

(4)当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	CIC	JICC
当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	JICC	CIC
	全国銀行個人信用情報センター(https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/) 〒100-8216東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号03-3214-5020	同左

(5)個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。(6)申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間に登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。(7)当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

申込者および連帯保証人予定者は、本申し込みにかかわる審査のためもしくは債権管理のために、株式会社オリエントコーポレーション(以下「当社」とい)が必要と認めた場合には、申込者および連帯保証人予定者の住民票を当社が取得し利用することに同意します。

別紙販売店は、申込者が本契約にもつづき記入した情報(別紙の※印項目欄に記載された個人情報)を本契約履行のために利用すること以外に、新商品・サービスに関する情報提供・案内のために利用することがあります。

お客さまへ必ずお渡しください。

本書面は、クレジット契約およびカード会員入会の「個人情報の取扱いに関する条項」ですので、大切に保管してください。

第5条(個人情報の提供・利用) 申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1)提供する第三者 金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)、第三者の利用目的 金融機関(以下これらを総称して「金融機関等」という(注2))。当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
(2)提供する第三者 申込者が利用する販売店(役員提供事業者、リース会社等を含む)及び当社の提携先(本契約が提携商品による契約の場合に限る)。

第三者の利用目的 ①本契約及び商品等に関する売買契約、役員提供契約等に基づく申込者に対するサービスの履行、権利の行使、紛争等の防止及び調査・解決のため。②本契約又はカードショッピングの精算のため。③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。④商品開発、市場動向調査・研究のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。
(3)提供する第三者 融資会社(本契約が提携ローンの場合に限る)。尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。第三者の利用目的 与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
(4)提供する第三者 サービサー会社である下記会社。第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うにあたって事前に当該債権の評価・分析を行うため。第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名称	住所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町5-2-15階	03-3222-0328
オリアサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-21ルーシッドスクエア新宿イーストビル8階	03-6233-3480

(注2)金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除) (1)申込者は、個人情報について、当社及び保証会社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は保証会社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社又は保証会社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社又は保証会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社又は保証会社が判断した個人情報については、開示しないものとします。(2)当社及び保証会社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社及び保証会社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的な事実以外の事項に関してはこの限りではありません。(3)当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の定めに従うものとします。

第7条(本条項に不同意の場合) 当社及び保証会社は、申込者が本契約に必要な事項(本申込時に申込者が記載・入力すべき事項)の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社及び保証会社が本契約をお断りすることはありません。

第8条(利用中止の申出) 申込者は、本条項第2条(1)①②の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類(電磁的記録の送信を含む)と同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

第9条(本契約が不成立の場合) 申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社及び保証会社において一定期間利用されることに同意します。

第10条(お問合せ窓口) 本条項に関するお問合せ及び第6条の開示・訂正・削除の請求並びに第8条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者(個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員)を設置しております。

第11条(条項の変更) 本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【お問合せ窓口】

株式会社オリエントコーポレーション(<https://www.orico.co.jp>)

お客様相談室

〒102-8503東京都千代田区麹町5丁目2番地1

TEL03-5275-0211(当社は電話リレーサービスに対応しています。)

株式会社CAL信用保証

〒102-8503東京都千代田区麹町5丁目2番地1